

徳島県告示第359号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、勝浦町長及び上板町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年7月3日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 勝浦町に係る地籍調査

(1)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

勝浦町大字久国の全部の地籍図及び地籍簿（久国1地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字久国（久国1地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

(2)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和5年度及び令和6年度

ウ 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部の地籍図及び地籍簿（坂本8地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本の一部（坂本8地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

(3)ア 調査を行った者の名称

勝浦町

イ 調査を行った時期

令和4年度から令和6年度まで

ウ 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部の地籍図及び地籍簿（坂本4・5・6地区）

エ 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本の一部（坂本4地区、坂本5地区及び坂本6地区）

オ 認証年月日

令和8年6月19日

2 上板町に係る地籍調査

(1) 調査を行った者の名称

上板町

(2) 調査を行った時期

令和 5 年度及び令和 6 年度

(3) 成果の名称

上板町西分の一部の地籍図及び地籍簿（上板22地区）

(4) 調査を行った地域

板野郡上板町西分の一部（上板22地区）

(5) 認証年月日

令和 8 年 6 月 19 日